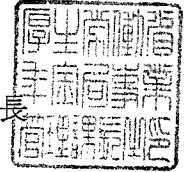




年管管発0614第8号
平成24年6月14日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱いについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であつて住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象とされ、住民票が作成されることから、外国人に係る裁定請求書等の添付書類については、下記のとおり取扱うこととするので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、当該裁定請求書等の添付書類に翻訳人を明記した和訳文を添付することについて、日本が締結している社会保障協定において別段の定めがある場合は、この限りではない。

記

1. 国内居住者に係る取扱い

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄（抄）本については、これに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

- ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書
- イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

2. 国外居住者に係る取扱い

(1) 受給権者等が居住する国に国籍を有する場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄（抄）本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

- ア 受給権者等の居住する国における公的機関の発行したこれに代わるべき

証明書

イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

(2) 受給権者等が居住する国に国籍を有しない場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書

イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

3. 実施時期

この取扱いは、平成24年7月9日から適用するものとする。

年管管発0614第9号
平成24年6月14日

地方厚生(支)局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱いについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であつて住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされ、住民票が作成されることから、外国人に係る裁定請求書等の添付書類については、下記のとおり取扱うこととする旨、日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知したので御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

なお、当該裁定請求書等の添付書類に翻訳人を明記した和訳文を添付することについて、日本が締結している社会保障協定において別段の定めがある場合は、この限りではない。

記

1. 国内居住者に係る取扱い

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本については、これに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

- ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書
- イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

2. 国外居住者に係る取扱い

(1) 受給権者等が居住する国に国籍を有する場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付

すること。

ア 受給権者等の居住する国における公的機関の発行したこれに代わるべき
証明書

イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

(2) 受給権者等が居住する国に国籍を有しない場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書

イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

3. 実施時期

この取扱いは、平成24年7月9日から適用するものとする。